

会議の名称	平成21年度第6回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成22年2月24日(水)午後7時00分～8時00分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 木村茂光会長・川島岩治会長職務代理・臼井雅子委員・嶋田節男委員・土田士朗委員・細萱君代委員 (市事務局) 野島総務部長・藤巻総務課長・時岡情報公開係長・湯浅情報公開係主任 欠席者：千々岩浩子委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第11号「後期高齢者医療保険料納入通知書印刷及びデータ出力等委託」(健康福祉部保険年金課) 4. 報告 平成21年12月1日～平成22年1月31日分の業務届出書の報告(総務部総務課) 5. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (2) 部長より会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議結果 諮問第11号「後期高齢者医療保険料納入通知書印刷及びデータ出力等委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。 委員意見及び保険年金課の回答 <ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療保険料の納入通知書が送られる人は何人くらいか。 約15,000人である。 ● 委託業者に個人情報が入ったMOを貸与するということだが、MOから自社パソコン等にデータをコピーできないようにガードはかけるのか。 MO内のデータを開くためのパスワード設定はかける。 ● P.23の情報セキュリティに関する合意書に、受託者の条件として「セキュリティ確保等に関する対策基準書を作成していること」とある。基準書を作成することは大事だが、その内容が適切かどうかはどう判断しているの 			

か。何か基準があるのか。

- 事業を行う所管課職員だけでなく専門的知識のある部署、たとえば情報システム課などが対策基準書の内容をチェックするべきではないか。対策基準書があればそれでよし、内容は問わないというのではセキュリティを確保できないおそれがある。
- セキュリティ対策に不慣れな業者では、貸与したMOを金庫に保管するのはいいが、MO内のデータを見るためのパスワードを書いた紙を一緒に保管してしまうといった初歩的ミスが起こりうる。また、パスワードを知る人数を制限していない、パスワードを書いてパソコンに貼り付けているなど、基本的な対策がとれていない業者は多々ある。
今回の委託では、所得金額や口座情報といった秘匿性のある情報を業者に渡すので、対策基準書の有無だけでなくその内容がしっかりしているかを専門部署も含めて確認することが必要と思う。
対策基準書の内容について市で定めた基準はない。しかし、対策基準書が一定レベルを満たしているかどうかは専門部署に確認してもらうことにする。
- 納付書等の印刷委託というのは他の事業でもあると思うが、印刷ミスや印刷不良はこれまで報告されているか。
また、印刷した 枚のうち正規品何枚、印刷ミス何枚というふうに、ミスした分も市に回収する仕組みになっているのか。それとも正規品のみ市に納入してもらい、ミスした分は委託業者に処分を任せているのか。
- 今回印刷する通知書には所得金額や口座情報が印刷されている。印刷ミス分を業者に処分させるのなら、個人情報を読み取れないように裁断・焼却するなどの注意が必要である。ミスした印刷物の廃棄方法がいい加減ではそこから情報が漏えいする危険がある。
保険年金課では、かなり以前から国民健康保険税の納入通知書を今回と同じように委託で印刷している。市民税も同様である。
通常、本印刷の前にテスト印刷をしてもらい、印刷物を全部市に提出させてミスがないかチェックする。そのあとに正規印刷してもらう。テスト印刷分は市で廃棄している。
- 市から印刷用に渡した帳票（原紙）の枚数と、印刷して正規品として納入された枚数、その差である印刷ミスの枚数が合致しているかを委託業者に申告させるなどして確認が必要ではないか。（注：本業務は市から印刷用の原紙を渡してそれに印刷させるのではなく、原紙は委託業者が準備してそれに納付書の様式を印刷し、さらに宛名等の個人情報を出力して成果品になるとのこと。会議終了後に保険年金課から総務課に説明あり）
- 市の業務を外に委託するというのは、市のマネジメント力をあげることだと思う。委託した業務の品質を管理する力や責任が市に求められる。
印刷ミス分の市への返還義務について仕様書に追加する。
- P.13の保険料額変更決定通知書等をみると、上段は東京都後期高齢者医療広域連合長の名前で出されており、下段は東村山市長名になっている。保険料を決める行政処分の権限は誰が持っているのか。行政処分には異議申立てや訴訟提起が可能だが、誰に対して申し立てればよいのか。どこかに説明を入れるのか。
法律的に市と広域連合の業務は分かれていて、広域連合が保険料の賦課の決定まで行い、市は徴収を行う。つまり保険料の決定については広域連合が行政処分の責任者であり、異議申立て等は広域連合へ申し立てることに

なる。異議申立てに関する説明文は決定通知書の裏面に印刷する。

- 税額や保険料額の決定通知の際にトラブルになりやすいのが、本人が修正申告をしておりそれを決定額に反映するのが間に合わなかったケースである。こういったトラブルの内容と件数をきちんと把握しておかないと次の作業のときに修正がきかないので注意してほしい。また、市民に送る通知には市民にわかりやすい言葉を使うようきめ細かく考えてほしい。言葉がわかりづらいこともトラブルの要因である。
- 本業務を市職員が行う場合と委託に出すときのコスト比較はしているのか。
当初、特別徴収（年金からの天引）の方が8割、普通徴収が2割と見込んでおり、それであれば市職員で対応可能な数のため残業して印刷作業をしていたが、保険料の軽減や口座振替への変更を可とするなどの制度の一部変更があり、そのために特別徴収から普通徴収に切り替える方が非常にたくさん出た。現状では職員では対応できない数である。
- コストが安いからといって品質やセキュリティ体制に問題のある業者を選ぶことはやめてほしい。品質を重視すべきである。
- P.11の仕様書(11)に「コンピュータ等に記録された個人情報データを消去して復元不可能な状態に消去しなければならない」とあるが、これは消去したという報告書を出させて確認するのか。確認はせずに業者まかせなのか。
なぜなら、セキュリティというのは牽制機能があることが大事だからである。書類を出させるとか、現場を見に行くとかでちゃんとチェックしているぞという市の姿勢を示すことが牽制になるので、ぜひ考えていただきたい。
- P.11の仕様書(11)についてだが、市が貸与するMOから直接データを読み取って印刷してもらい、業者のコンピュータにはMOのデータをコピーしないということが技術的に可能であれば、そのようにしてもらうのが望ましい。一度コンピュータにデータを取りこんでしまうと、完全に消去するには物理的に壊すしかなくなってしまう。
- P.12にあるライフパートナーというのは庁内に入っているシステム名称か。また、DOCUMENTSファイルにて出力するとあるが、DOCUMENTSも入っているのか。
どちらも庁内で使用している。
- DOCUMENTSは、セキュリティロックをかけたデータがそのままゴミ箱に捨てられてしまうことがあるので気をつけてほしい。

(4) 報告

平成21年12月1日～平成22年1月31日分の業務届出書の報告（総務課）

市長部局から開始届が2件提出されている。開始届は新型インフルエンザ予防接種費用負担措置に伴う業務（健康課）、子育て預かりサポート業務（子ども総務課）である。

委員意見及び総務課の回答

- 前回、子育て預かりサポート業務の諮問審議の際に、「登録消滅となった利用者の個人情報は、本事業が終わる3年後にまとめて市へ返還ではなく、年度末に定期的に返還するなど不要な個人情報が委託業者に留まらないようにしてほしい」と意見した。また、利用年齢制限に達して登録消滅になる場合と、親から「もう利用しません」と申し出があり消滅する場合のほ

かに、親から申し出はないが利用がずっとないままの場合があるが、この場合はどう取り扱うことになったか。

例えば0歳のときに利用登録をして何回か使ったが、その後使う必要がなかったので1年以上使っていないというケースはよくあると思われる。このときに市役所の権限で登録廃止にしてしまうと、次に使いたいときにまた登録から始めねばならず、利用者には負担になり使いにくい制度になってしまう。そのため一定期間使わなかった場合に登録廃止とは考えていない。

原則として、子どもの年齢が利用対象年齢を過ぎた時点で登録消滅となるが、親から申し出があって登録消滅のどちらかになる。

- 「自分から登録消滅を申し出るか、対象年齢が過ぎて登録消滅となるまでは、登録した個人情報は委託業者が保管します。登録消滅となったら個人情報は業者から市に渡され市が処分します。委託業者には残りません」ということを最初の登録時に利用者に説明しておいたほうがよい。
了解した。担当所管課に説明をいれるよう伝える。

(5) その他

クラウドコンピューティング導入について検討状況を情報提供(総務課)情報システム課からの回答を配付。

まだ国や他の自治体の動向を見ながら、導入のメリットやデメリットを研究している段階である。今ある市のセキュリティ関係の規程はこのような技術を想定していないので、導入するとなったら改めて見直しが必要と考えている。

委員意見及び総務課の回答

- 自治体がクラウドコンピューティングを導入する場合と、クラウドコンピューティングを導入している業者と市が事業の委託契約を結ぶ場合の二通りがあると思う。後者の場合の、そういう業者を選ぶときのガイドライン策定を進めておいたほうがよいのではないかと。規模の大きい会社だと導入している可能性がある。
クラウドコンピューティング導入業者と契約する場合のガイドラインといった視点はこれまで市になかった。今後、検討していく。

以上

この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。